

# 憲法しんぶん速報版

第 128 号

2005 年 11 月 1 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

## 改憲案の競い合い＋日米安保委報告

### 「海外で戦争する国」の姿鮮明に

自民党、民主党が改憲論議を競い合うなか、10月29日、日米安保協議委員会は在日米軍再編にかんする「中間報告」をまとめました。日米が世界のどの地域でも共同作戦を展開することをめざすもので、憲法9条の改悪を視野に作成されたことは明らかです。改憲のねらいを明らかにする学習を大きく広げることが急がれます。

#### 11・3シンポで情勢解明

11月3日、東京で開かれるシンポジウム(別項)では、米軍基地再編等憲法改悪をめぐる情勢(上田耕一郎氏)、自民党、民主党の改憲構想の中心点(小澤隆一氏)、憲法を生かす意義(中村方子氏)など、当面の憲法にかかわる中心問題についての報告が予定されています。今後の運動の発展をめざし、多くの参加が期待されます。

#### 民主党も「憲法提言」発表

民主党は10月31日、党憲法調査会で「憲法提言」を決定しました。「提言」は、①総論、②統治機構、③国民の権利・義務、④地方分権、⑤安全保障の5項目で構成されています。

注目の安全保障については、国連憲章51条に規定された「制約された自

<シンポジウム>

憲法9条の輝きを

21世紀の日本と世界に

－自民党改憲案を斬る

- ◇とき 11月3日 午後1時
- ◇ところ 全労連会館2F
- ◇報告者 上田耕一郎(共産党副委員長) / 小澤隆一(静大) / 中村方子(中大名誉教授)
- ◇資料代 500円(自民・民主改憲案)

衛権」を明記するとし、51条にある個別的自衛権、集団的自衛権の双方を認めるかどうかは明らかにしていません。また、「国連の集団安全保障活動を明確に位置づける」として、国連決議があった場合には国連多国籍軍の活動やPKOに参加するとしています。「自衛権」の具体的な行使については安全保障基本法にゆだねる、としています。

## 各紙「社説」にみる「新憲法草案」9条 (10月29日)

◇朝日「なぜ『軍』にしたいのか」…問題は9条である。軍隊としたのは、世界有数の装備を持つにいたった自衛隊の現実を認知するとともに、一人前の国家としての当然の構えを持ちたいということだろう。政府見解で否定されている集団的自衛権の行使に道を開く狙いもある。だが、それによって今の自衛隊はどう変わるのか、どんな役割を果たせるようになるのか、歯止めはあるのかといった肝心の中身はまったく抜け落ちている。…イラクでの英国軍のように米軍と肩を並べて戦うのか。あるいはいまの自衛隊と同じような原則を保ち、あくまで抑制的な役割に徹するのか。

◇読売「国民的論議へ重要なたたき台だ」…焦点の9条について、草案は、第1項の平和主義は継承しつつ、戦力不保持の第2項を削除し、「自衛軍」の保持を明記した。自衛軍の任務として、新たに国際平和協力活動などを加えた。草案には明記していないが、解釈上、当然、集団的自衛権を行使できるとしている。冷戦後の安全保障環境を考えれば、ごく当たり前のことだ。

◇毎日「これで国民を動かせますか」…9条草案は戦争放棄をうたった1項は現行憲法を踏襲している。2項は全面的に改められて「自衛軍」の保持を明記した。その活動は「国会の承認その他の統制に服する」と規定。さらに自衛軍の活動内容には国際貢献や緊急事態への対応などその任務をくどいほど細かに定めている。改憲論議での国民的関心事は集団的自衛権行使の是非だった。なのに自民党は憲法に「自衛権」の有無は書き込まないと言ってきた。草案を見ただけでは、集団的自衛権をどこでどう行使するのか分からない。憲法で記すには「余分」と思えるほど言葉は費やしているが、肝心の問題点をはっきりしない。…イラクへの自衛隊派遣をきっかけに憲法を現状に近づけたいというこれまでの主張からすると、焦点の問題で自民党の意図が読み取れない。国民を納得させる工夫が必要ではないか。

◇東京「みんなで突こう問題点」…前文は現行憲法のほぼ半分の行数となり、…現行前文の基調にある、過去の戦争への嫌悪や反省は跡形もない。ここでいう国際協調は、前文と並ぶ焦点であった新九条の3項「自衛軍は国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動ができる」に結びつく。現行9条1項の「戦争放棄」規定はいじらず、2項の「交戦権否認」を削除することで、海外での武力行使を禁じた戦後日本の縛りを解いている。改憲を是とする世論が増える半面で、9条を改めることに否定的な声はなお多い。国民はどう受け止めるだろう。さまざまな分野からの問題点指摘、真摯な議論を求めたい。